

お客さま各位

岐阜商工信用組合

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了のお知らせ

平素は、岐阜商工信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当組合では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、下記の対応を実施させていただきます。

本対応は、2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に、2026年度末までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化が盛り込まれたことを踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として実施するものです。

今後も一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

【受付終了日】2026年9月30日(水)

2026年9月30日(水)をもって、当組合以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金を終了します。

入金先の口座は、当座預金の他、普通預金、定期預金等各種預金を含みます。

当組合の「手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組み」について

実施項目	実施日
当座預金新規口座開設終了	2023年12月29日(金)
2027年4月以降を期日とする手形の取立受付停止	2025年6月30日(月)
当座預金払戻請求書の新設	2026年2月2日(月)
手形帳・小切手帳の発行終了	2026年3月31日(火)
自己宛小切手の発行終了	2026年3月31日(火)
手形・小切手の最終振出期限の設定	2026年9月30日(水)
<u>他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了</u>	<u>2026年9月30日(水)</u>

代替サービスのご案内

手形・小切手の電子化には、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代などのコスト削減、現物紛失リスクの低減等のメリットがあります。当組合では、手形・小切手に代わる決済方法として「ビジネスバンキング」による振込や「でんさいサービス」を用意しておりますので、お早めに移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上